

## ＜参考資料＞

### 1. 用語解説（50音順）

#### ○N I E【Newspaper in Education】（p. 25）

学校などで新聞を授業の教材として活用すること。

#### ○LLブック（p. 16）

文字を読むことや、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、ふりがなや絵文字、大きな絵や写真を使うなど理解しやすい工夫をした本。

#### ○大分県図書館情報ネットワーク【OLIB】（p. 16）

大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館向けの県立図書館蔵書検索及び予約システム。

#### ○学校図書館図書標準（p. 4）

文部科学省が、公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じて定めた図書の標準冊数。

#### ○子ども司書（p. 5）

大分県において、子どもの読書活動の推進を図る目的で育成している子ども読書リーダー。1年間の子どもの司書修行を経て、県から認定される。子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組。

#### ○子ども読書の日（p. 14）

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第10条に基づき、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた啓発日。毎年4月23日。

#### ○子どもゆめ基金（p. 20）

（独）国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

#### ○ストーリーテリング（素話）（p. 14）

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

#### ○地域学校協働活動推進員（p. 18）

地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターの役割をもつ地域住民。教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有や地域住民等に対する助言等を実施。

#### ○読書会（集団読書）（p. 25）

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。同じ本を読む、異なる本を読む、事前に読む、その場で読む等、様々な方法がある。読書会をすることで、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

## ○パネルシアター (p. 14)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル(舞台)に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしながら、話しの内容に沿って演じる、動く紙芝居のようなもの。

## ○ビブリオバトル(知的書評合戦) (p. 5)

おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2.3分間全員でディスカッションをする。全員の発表が終わったら、「どの本が一番読みたくなったか」を基準にチャンプ本を決める活動。

## ○ブックスタート (p. 12)

乳幼児健康診断などの機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す取組。

## ○ブックトーク (p. 25)

一つのテーマにそって、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

## ○ペア読書(リーディング・バディ) (p. 25)

二人組で行う読み聞かせ活動。高学年の児童と低学年の児童など、ペアになって本を読み聞かせる取組。

## ○放課後子供教室 (p. 18)

地域住民等による小学校や公民館等での放課後の学習支援、体験機会の提供をおこなうもの。

## ○放課後児童クラブ (p. 18)

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して遊びや学習の場を与え、その健全な育成を図るもの。

## ○マルチメディアDAISY(デイジー) (p. 16)

文字、音声、絵を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。パソコンを使って再生し、読むスピードや文字の大きさ、色を変えることもできる。

## ○幼年童話 (p. 10)

絵本と児童書の間になる図書。自分で長めのお話を読めるようになり、絵本では物足りなくなった時期の子どもたちに適した童話。

## ○レファレンス(レファレンスサービス) (p. 9)

仕事や日常生活、研究のうえで何か調べものをする利用者に、図書館員が必要な資料や情報を入手するお手伝いをするサービスのこと。

## 2. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

### 3. 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)概要

#### 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

##### 趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

##### 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

##### 主な現状

<児童用図書の出貸冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

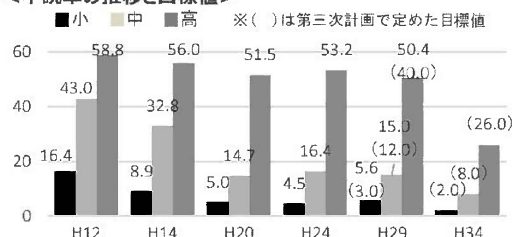
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

##### 主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



##### 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

##### 分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

##### 計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**  
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**  
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**  
 スマートフォンの利用と読書の関係等

##### 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

- ◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%
- ◆平成28年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標  
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

- 市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等
- 都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等
- 国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

### 家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す**ブックスタート**
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す**家読(うちどく)** 等

### 学校等

#### 【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

#### 【小学校、中学校、高等学校等】

- ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
  - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
  - ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保
  - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
- ◆学校図書館の整備・充実
  - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
  - ・学校図書館図書標準の達成
  - ・情報化の推進
  - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
  - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
  - ・読み聞かせ会等の企画・実施
  - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
  - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

## 4. 県内公立図書館等一覧

(令和元年11月現在)

No	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市1366番地1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101-1	0978-25-5115
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130番地	0978-44-2800
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39番地	0978-42-6800
11	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1681-2	0978-87-2540
12	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160番地の2	0978-72-3500
13	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2225-1	0978-82-1585
14	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131番地1	0978-69-0946
15	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田740番地1	0978-67-3551
16	杵築市立図書館本館	873-0002	杵築市大字南杵築268番地1	0978-62-4362
17	杵築市立図書館山香図書室	879-1307	杵築市山香町野原1010-2	0977-75-1055
18	杵築市立図書館大田図書室	879-0901	杵築市大田石丸445番地	0978-52-3111
19	日出町立図書館	879-1506	速見郡日出町3244番地1	0977-72-3232
20	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
21	大分市民図書館	870-0839	大分市金池町1丁目5-1	097-576-8241
22	大分市民図書館コンパルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
23	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
24	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184番地	0974-32-3317
25	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5番15号	0972-85-0080
26	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104番地1	097-586-3150
27	由布市立図書館庄内分館	879-5413	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214
28	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
29	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番地33号	0972-24-1010
30	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1979	0974-63-1048
31	豊後大野市図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
32	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
33	玖珠町わらべの館	879-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012
34	九重町図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17番地の4	0973-76-3888